

(議事録)

平成28年度  
第2回 嬉野市文化財保護審議会

平成29年2月22日(木) 9:30～

於 歴史民俗資料館 2階視聴覚室

1. 開会
2. 教育長および会長あいさつ
3. 審議

(1) 志田焼の赤絵窯

- (事務局) ・志田焼の赤絵窯について説明する。  
・前回の審議会で現地を確認。所有者より沿革について説明を受けた。  
・資料では昭和27年の建設とあるが、実際は大正11年12月に当窯で赤絵製造を始めているとのこと。大正11年銘の茶碗も現存する。  
・所有者として残したい気持ちはあるが、建屋の老朽化や今後の維持管理について、どのようにすればよいか心配されている。  
・保存・指定に関する案として、  
a. 「22世紀に残す佐賀県遺産(以下「佐賀県遺産」)」への申請。認定されれば修理の際に佐賀県から補助があり、市の負担はない。  
b. 嬉野市指定文化財にすること。修理の際に市から2分の1以内の補助がある。  
・この議題に関して、審議をお願いする。
- (会長) ・事務局からの提案に関して、どちらを採用するかを審議すれば良いのか。
- (事務局) ・まずは当窯が文化財指定に値するかどうかを審議してもらいたい。  
・その後、指定をする場合にa、bの他に良い案があったら提示してもらいたい。
- (会長) ・まずは指定するかどうかという審議が先ということか。  
・指定するとなった場合、提案のどちらでいくかということ審議すれば良いか。
- (事務局) ・そうである。その他に案があれば教えていただきたい。
- (A委員) ・両方指定を受けてはダメなのか。
- (事務局) ・あり得ると思う。  
・内容的に、まず赤絵窯自体が指定に値するような文化的価値があるかについて意見を伺いたい。  
・次点で、保存をしていく方法としてa、bどちらの指定にも入れることは可能。建屋が老朽化しているため、その費用を捻出する方策として、「佐賀県遺産」の方であれば県からの助成が—今の状況であれば—本人の持ち出し分と同額が出る。上限は500万円。もう一つ、市の指定文化財は市から2分の1の補助がある。限度額は無いが、(市が)財政的にそこまで補助

を出せる状況ではない。事務局としては、まずは「佐賀県遺産」という形で申請をしていいものかどうか、もしくはそれ以外の修復事業ができるような方策や意見があればいただきたい。

- ・市の指定にすることは「佐賀県遺産」になってからでも可能である。どのような形をとるかということになる。

(会長) ・まず文化財的価値という点で意見はあるか。

(B委員) ・経緯を補足する。

- ・(自分が)所有者本人から相談を受けていた。佐賀県文化財課担当者へ一度相談をしてみたらどうかということで連絡先を伝えている。その結果、このような形になったと思う。担当者の意見も聞いてみたい。

- ・価値に関しては佐賀大学のC先生が調査をされた経緯があるので、(先生に)詳細を聞いてみるのも良いと思う。

(D委員) ・赤絵の志田焼というのは非常に特殊なものだと思う。そういう意味で志田焼の中にもこういった赤絵窯が残っているということは非常に貴重。是非保存できるようにしたい。

- ・指定を受ける場合、現地がちょうど会社の敷地内にある。所有者の話を聞くと窯をどこかに移設して保存できるような形にできないだろうか(と言っていた)。そういう場合、現地でないと指定できないという規定はあるのか。その辺のことについて聞いてみたい。

(会長) ・文化財移設については古墳などでも例がある。その点について意見はあるか。

(E委員) ・是非指定してもらいたい。佐賀県遺産や嬉野市文化財のどちらかということではなく、嬉野市も早く指定していいと思う。これだけの赤絵窯が残っている例は無い。

- ・移設という話もあったが、そうなったら費用も莫大にかかる。場所の確保とか、費用の点でかなり負担がかかる。保存修復する費用の何倍もかかると思う。できれば現地でそのままの形で残された方が良いと思う。

(会長) ・前回の話でも、(所有者は)現地のままでもいいと話をされていた。

(F委員) ・県の補助と市の補助を重ねてもいいのか。どちらか片方になるのか。

(事務局) ・両方の補助を貰うのは厳しいと思う。

(E委員) ・持ち主の負担を考えると、建屋の修復、内部の整備などをするとかなりの費用がかかると思う。県の方でも50%補助をしてくれるが、かなりの金額になると思う。

(会長) ・内部の整備も大変だと思う。

- ・他に何か意見はあるか

(F委員) ・戦後すぐくらいか(正確な年代は)どうかはわからないが、使われていた最後の状態を保存されているという点で非常に貴重だと思う。その点では隣の志田焼の里博物館と似たようなものがある。

- ・県内を見てもこういう赤絵窯が残されているのは有田町にひとつあるが、それは移設された状態である。そのため、選択肢としてはそういうこと（移設）もあり得るとは思うが、文化財の本来の意味としては現地というのが引っ掛かってくるような気がする。
- ・いずれにしても嬉野市の中でも色絵・赤絵というものはあることは、時代は違うが非常に良いと思う。
- ・なので、まず市の指定にして頂ければよいと思う。
- ・「佐賀県遺産」というのは、窓口はどこになるのか。
- (事務局) ・文化財課でも文化課でもない（都市計画課）。
- (F委員) ・は関わっているのか。
- (B委員) ・文化財課担当者に相談をしてはいるが、課が違うということでそちら（「佐賀県遺産」を担当している課）の方に申請されたと思う。
- (F委員) ・もし採用されれば、「佐賀県遺産」の認定もよいと思う。
- ・文化財課担当者は建築の担当になるのか。
- (B委員) ・文化財課担当者自体がここ（赤絵窯）に精通されているわけでは無くて、塩田の全体を知っているということ。それより佐賀大のC先生の方がもっと詳しいと思う。
- (F委員) ・C先生は何の専門になるのか。
- (B委員) ・専門は都市計画。過去に補助事業で一度調査をされ、報告書を作られている。赤絵窯の重要性というのは二人とも知っていると思う。
- (会長) ・委員会としては文化財として保護していくという方向で話を進めてもらうということで良いか。
- (F委員) ・所有者の意向はどうなるのか。移設とか、現地でも市の指定としてもらうのかはやぶさかではないのか。
- (会長) ・基本的には現地指定になると思う。
- (F委員) ・指定をしてもらって、あとの処置はどうするかという点を所有者として気にされているのではないか。市の指定にすれば2分の1は（確実に）出ることかという話になると思う。
- (会長) ・指定はしたけれども修復ができないという話になれば、大変であると思う。
- (B委員) ・両方の指定からどちらかの補助を選ぶという選択肢はあるのか。
- (事務局) ・「佐賀県遺産」に認定されるかどうかということが前提になると思うが、そうならばいわゆる改築に関しては助成対象になると思う。ただし、市の文化財と同一指定にして補助対象として市の補助も受けるというのは厳しい。
- ・直接所有者から聞いたわけでは無いが、御子息が自動車の中古販売をしておられ、ちょうど窯が建っている場所を一移設が可能であれば一御子息の仕事がしやすいように使いたいという話を聞いた。なので、もう一度事務局として所有者の方にも確認をしたいと思う。

- (会長) ・所有者も文化財として指定をしてほしいという意向があるかどうかという問題もある。
- ・特に個人的なものでもあるので、こちらから無理矢理指定するというわけにはいかないと思う。
- (D委員) ・過去に雑談的に所有者と話をしていて、近くに志田焼の里博物館があるので、あの一角にでも—あそこも元々同じ会社の土地なので—(移設できないかという話になった)。場所は移ることになるし、費用もかかるが、ひとつの博物館の遺物として整備するという形で保存できないかと考える。所有者もそういう風に考えているようだった。
- (B委員) ・E委員が言われたように、窯自体(の整備)にもものすごく費用が掛かると思う。
- (会長) ・なかの窯をそのままそっくり移転することはできないと思う。ばらさないといけないかもしれない。建物も新しく作らなければならないだろう。
- ・かなりの費用がかかると思うが、県からでも半額補助ということになっても応じていただけるかどうか確認しなければいけない。
- (F委員) ・住友財団などの補助金(を活用する策)もあるのではないかと。毎年、住友財団が文化財の修復に申請を求めている。それにあたってもらうと、来年でも(修理が)可能なのではないかと。
- (E委員) ・文化財を指定する場合は、なかの赤絵窯は当然指定の対象になると思うが、建屋—いわゆる赤絵窯を保存するためにも建物も文化財の中に含まれるかという問題もある。
- ・建物に文化財としての価値があるかどうかはまた別。赤絵窯を保存するために当然上屋がいるだろうから今の形で移設するにしても、上屋を作らないといけない。お金は内部(釜部分)にしか出ないと思うがいかがか。
- (F委員) ・今の建物も大正11年のものか。
- (D委員) ・この建物は、自分が小学生の頃—昭和20年頃にできたものと思われる。隣に細工・絵付け部屋があったのを覚えている。窯は昔からずっとあったものと思う。
- (F委員) ・赤絵の資料があるからと言って、この赤絵窯が大正11年に作られたと言えるのだろうか。
- (E委員) ・(大正11年銘入りの)赤絵がこの窯で作られたかどうかはまだ不明である。
- ・建物も調べる必要がある。
- (会長) ・建物から中身までひっくり返すための指定が望ましい。
- (F委員) ・重要なものではあると思うが、窯もいつの時代のものか調べる必要があると思う。
- (会長) ・まず、委員会としては文化財に指定する方向で、移転やその費用について等は次回以降検討していくということで進めていきたい。
- ・B委員から何か意見は無いかと。

- (B委員) ・特にないが、志田焼の里博物館自体は「佐賀県遺産」になっているのか。
- (事務局) ・経済産業省の経済遺産になっている。  
・「佐賀県遺産」にもなっている。
- (B委員) ・志田焼の里博物館の一部として捉えることはできないか。
- (D委員) ・ひっくるめて追加指定ということか
- (八谷委員) ・そうすると指定がしやすくなるかもしれない。
- (A委員) ・志田焼の里博物館は4つほど指定を受けているはず。館長に確認を取る方が良い。
- (B委員) ・実際、「佐賀県遺産」に関しては所有者自身も申請をしようとしているのか。
- (事務局) ・事務局は所有者と直接「佐賀県遺産」について話したことは無い。
- (B委員) ・所有者は申請したいと言っていた。修理するにしても補助金が必要なので、申請をしてなんとかしたいという話はしていた。  
・それはそれで進行しながら、市として文化財に指定するというやり方でもいいのではないか。
- (G委員) ・文化財というのは、周りの環境とか、なぜそこに作られたかと考えた場合、歴史があるので現地に残すというのが一番良いと思う。個人的には移築とか移設した時点で価値が下がってくると思う。  
・ただ、本人が移設したいと考えられたときに費用の半分を本人が持つわけなので、それを提示して考えなければならない。本人負担が0%であるならば、また違うのだろうが、本人が半分負担しなければならないので。  
・文化財的にはやはり現地に残すという考え方が基本であると思う。
- (F委員) ・志田焼の里博物館はどこに所有になるのか。
- (事務局) ・嬉野市である。
- (F委員) ・考え方の整理になるが、個人のを志田焼の里博物館の一部として一緒に追加するというようにするのか。所有者から寄贈などをされて（追加申請）ということになるのか。
- (B委員) ・その判断は我々ではできないと思う。
- (会長) ・費用のことは分かりかねるので、所有者の意向を聞いて、文化財的な指定をする方向で進めてもらいたい。

## ②吉村藤十郎関係資料について

- (事務局) ・吉村藤十郎関係資料について説明する。  
・前回、現地視察は無かったが、平成27年11月の文化財保護審議会の際に所有者より吉村藤十郎にまつわる茶販売用の版木、木印、軍配、袴、文書等の史料を見せて頂いた。  
・当時は話を進めることができなかったため、今回再度議題に挙げている。  
・指定文化財候補とした場合、どの史料を指定するか等の調査・検討が必要と思われる。

- ・市では「うれしの茶交流館」の建設も進んでいることから、うれしの茶振興課とも連携して保護や活用を進めていきたい。
  - ・まず、これらの史料を文化財候補に挙げて良いか、審議をお願いしたい。
- (会長)
- ・まず、文化財的な価値について意見をお願いしたい。
- (E委員)
- ・自分はうれしの茶交流館の委員もしているが、何を展示するかなどの流れでこの話が出て、是非この史料も展示の対象にしたいとのことだった。その前に市の指定にできないだろうかという話があった。
  - ・自分としてはうれしの茶と関わりの深い吉村家に伝わっている史料として、当然文化財の指定に値すると思う。
  - ・現存する史料としては版木や木印、軍配、袴、文書等あるが詳細については検討するべきだと思う。この中で、版木と木印を是非指定してもらいたい。
  - ・軍配や袴も宣伝の時に利用していたと思うが、袴などはかなり傷んでいた。これを保存するのは非常に難しいので、指定対象にするには検討が必要。
  - ・文書も中身を見ていないので、調査する必要があると思う。
  - ・版木と木印については、他でもこのような史料を持っているところは無いので、是非指定にしてもらいたい。
- (会長)
- ・他に意見は無いか。
  - ・版木は珍しいと思うが、軍配は珍しいのかどうか分からない。
  - ・お茶の販売と軍配がつきものなのかどうかの関連も（検討が必要）。
- (E委員)
- ・（藤十郎が）相撲の行司をされていた。その時に袴を着て軍配を持っていたと思う。その際にお茶を販売されていたと聞いている。その辺りも（検討が必要）。
  - ・史料としては嬉野市の方に寄託していただいて、指定は一部のみといった形で良いのではないだろうか。
- (会長)
- ・あとは市の方で（活用の）工夫をしてもらえれば良いと思う。
- (A委員)
- ・軍配とお茶の関係について、調べてみる必要はある。何か関係があるような気がする。
- (会長)
- ・片方はお茶関連で指定し、軍配等を指定とするならば別（の区分）で指定した方が良く考えていた。
- (A委員)
- ・史料の中に何かあるかもしれないが、持ち主は昔のことをよく知らない。以前も個人で動かれていたが、今回親類に許可をいただいているということである。指定をするならば早くした方が良く思う。無くなってしまっは大変。
  - ・吉村新兵衛の次に藤十郎は有名なので、指定をお願いしたい。
  - ・指定をすればうれしの茶交流館でも（活用したいと思うだろうが）、指定されなかったらあまり展示したいという気にならないのではないか。
- (会長)
- ・相撲の行司とお茶にどのような関係があるのか疑問に持っていた。

- ・できれば版木と木印を指定して、あとは参考資料として展示されれば良いと考えていたが、いかがか。
- (E 委員)
- ・配布資料の中に「藤十郎は宮相撲の行事を務め、各地を巡業しながら集まった観客にうれしの茶を売り歩いた」と記述がある。そのため、裱も軍配もうれしの茶の販売用に使っていたかもしれない。
  - ・指定に持っていくかどうかは別にして、(裱も軍配も)販売用の史料として(市に寄託してもらって)交流館の方で活用してもらえればと思う。
  - ・木印や版木については、お茶の種類(銘柄)を全て彫ったものであるのととても貴重だと思う。
- (会長)
- ・(史料の中に)パンフレットのような印刷物なども見せてもらった(記憶がある)。
- (F 委員)
- ・文書もあるのか。
- (E 委員)
- ・文書もあるが、中身はよく見ていない。
- (会長)
- ・物語のようなものが書いてあった記憶がある。お茶とは関係ないと思っていた。
- (A 委員)
- ・(史料は)1700~1800年代だと(配布資料に)書いてある。
- (会長)
- ・吉村藤十郎の史料については、版木と木印は指定する。その他は「文化財的価値がある」ということで、交流館が完成すればそこに展示して良いという方向で良いか。
- (F 委員)
- ・(所有者は)寄託などの意思はあるのか。
- (事務局)
- ・まだ確認していない。
- (会長)
- ・文化財となった場合でも、(うれしの茶交流館などで)展示はして良いのか。
- (E 委員)
- ・うれしの茶交流館は、レプリカを展示したいという話だった。なので、実物は資料館の方で保管していた方が良いのではないか。
- (A 委員)
- ・(文化財に)指定して、どこかに寄託するようにした方が良いと思う。
  - ・嬉野市でどこかに大きな資料館を造れば(大量に保管・活用ができると思う)。このままでは保管するだけになってしまい、もったいないと感じる。
  - ・外部からも「資料館を見せてほしい」と多くの人があるが、史料のほんの一部を見ているだけに過ぎない。(これだけの史料があるとわかれば、外部の人)びっくりされると思う。
- (F 委員)
- ・来年は明治維新150年を迎えるが、(当時の)長崎では焼き物の何倍もお茶を販売していて一大産業であったと聞いている。
  - ・「上喜撰(じょうきせん)」というお茶の名前があるが、黒船のときにも(名前が出てくる)。教科書にも載っているので、面白いと思う。
  - ・可能であれば保存等も含めた観点から寄託をしてもらって、その後でも良いので調査をさせてもらい、重要な史料としたい。
- (会長)
- ・他に意見はあるか。

- ・無いようなら、版木と木印を指定する方向で進めていきたい。

### ③大草野丹生神社のウバメガシについて

(事務局) ・前回現地を視察。

- ・境内には十六善神社があり、古面が市指定重要文化財になっている。
- ・神社の歴史が古いことを考えると、ウバメガシ自体も800年程の樹齢があると推定される。
- ・ウバメガシは通常低木であるが、本史料は県内でも有数の大木。
- ・過去に弱りかけた時期もあったが、樹木医の治療により樹勢が戻っている。
- ・近年境内の整備がなされた。根元の囲いを広くし空気の循環や水はけ等を良くした方が望ましいと前回の審議会でも話題になった。
- ・ウバメガシの囲いを広げるなどの保存の方法と、天然記念物としての指定の方向性について審議をお願いしたい。

(会長)

- ・ウバメガシは最初芽が出る時、茶色の芽が出る。普通、芽は緑色なので「おばあちゃんっぽい芽が出る」という意味で「ウバメガシ」という名前が付けられている。
- ・その他、ウバメガシは備長炭の原料である。
- ・ウバメガシの中で当史料ほど大きいものは(稀で)蓮池町に1本ある。あと野生のものでは黒髪山にあるが、(幹まわりの)直径10cmほどの小さいもの。
- ・(県内で)これほどの大木は蓮池と大草野の2本だけだと思われる。
- ・今朝見てきたが、樹勢は大分回復しており枝振りもよくなっている。
- ・しかし、木の途中から苔が生えだしている。苔は表皮の下に潜り込み、中を腐らせる恐れがある。それが少し気になる。
- ・保存に関して意見はあるか。

(A委員)

- ・事務局へ質問。以前ウバメガシに関して審議会で話をしたことがあるのか。推定樹齢800年でありながら今まで指定を受けていないのは何故か。

(事務局)

- ・平成20年7月4日の審議会で一度話が出たが、現在よりも樹勢があまり良くなく見送りになった経緯があると記憶している。

(A委員)

- ・教育長も(あいさつのときに)言われていたが、もっと下まで土があったのを上へかぶせた為に(周囲が)掘られたようになっているのだと思う。そのために水が溜まり、樹勢が弱ってきたのではないかと考えられる。

(会長)

- ・周囲が盛り土してある。木の根元から1m周囲を根が見えるくらいまで掘り下げてあるが、もう少し広かった方が良かったのではないと思う。
- ・天然記念物は枝を切っていたりすると指定されにくいだが、この木は切った後の枝がかなり伸びているので(大丈夫だと思う)。
- ・ウバメガシは高くても10mくらいにしかならない。(幹も)大きくて直径50~60cmくらいだが、それから比べるとこの木は相当大きい。



- (A委員) ・樹齢800年というと、丹生神社や十六善神社の(創建の)頃に近く、その頃に植えられたものではないかとも考えられる。
- ・地元の大草野の人たちはとても大事にしている。ウバメガシの説明版も(地元の人が)自分たちで作って立てている。
- ・大草野地区は、ホテルや小唄などをコミュニティで大事にしている。その辺もふまえ、(文化財に)指定してほしいという考えを持たれている。
- (E委員) ・蓮池町の(ウバメガシ)は樹齢500年と(資料に)書かれている。それならば(大草野のウバメガシは)県で一番古いということになるのか。
- (会長) ・そうである。
- ・大きさも大草野の方が少し大きい、弱っていた時に枝を切ってあったため(小さくなった)。
- ・根の高さより少し上あたりに苔が出ている。キノコも生えており、何とか処理できないかと考えている。
- ・キノコの種類はサルノコシカケの仲間。(キノコが)内部に入って表皮をぼろぼろにしてしまう。
- (A委員) ・樹木医に相談すれば処置をしてもらえるのか。
- (会長) ・そうである。樹木医に相談して取ってもらえれば(よくなると思う)。
- (A委員) ・少し(地元の人にも)相談してみた方が良いかもしれない。
- (会長) ・いま、葉っぱそのものには勢いがある。ただ、幹の4分の1くらいのところ—高さ2mあたりのところに苔とキノコがたくさんついている。
- ・貴重な樹木であるので、文化財指定をした方が良いと思う。
- ・これから先、枝などを切らないようにしてほしい。
- (E委員) ・(文化財に)指定されると、枝を切るときに(市に)申請をしなければいけなくなる。勝手に切ることはできない。
- (A委員) ・ウバメガシの話ではないが、牛間田の神社にある木は何か。
- (事務局) ・イチイガシである。
- (A委員) ・そのイチイガシは以前から(県や市などの)指定などは無いのか。
- (事務局) ・「佐賀県の名木・古木」には選ばれていると思うが、市の天然記念物ではない。
- (A委員) ・それも、(文化財指定を受けていないのは)樹勢が弱っているのが原因か。
- (事務局) ・不明である。
- (A委員) ・その木もとても大きい(ので、気にかかる)。
- (会長) ・ウバメガシに関して、大草野の方にはお願いすることは「枝が枯れだしても切らない」ということ。
- ・(むやみに)切ったらいつかの藤の木のように天然記念物ではなくなるという事例もある。
- (A委員) ・以前、大茶樹が気になると言っていた問題はどうなったのか。
- (会長) ・少し前に様子を見に行った。

- ・大茶樹は病気が入っている。ウイルスが入って、葉が黄化している。この間（現地に）登った時には、地元の人が葉を取ってくれていたの少し見かけは良くなっていた。詳細はまた追々。
- ・ウバメガシ（の大木）は佐賀県下では2本しかない。市の天然記念物になると思う。指定をお願いしたい。

#### 4. 報告

##### ①平成28年度文化財事業の進捗状況について

（事務局） ・まずは伝建地区事業について報告を行なう。内容に関して、第2回伝建審議会と重なる部分があるので、概要を説明する。

##### 【H家主屋について】

- ・2カ年の修理で、現在1年目の途中。今年度は土壁塗りまで行う予定であったが、基礎の腐敗等がひどく、補強工事に費用と期間をとられたため竹木舞までで終了することになった。
- ・家の裏（東側）に関して、当初の設計では葺きおろした屋根ではないだろうという推測で、上の屋根と下屋の2段の屋根になる予定であった。しかし痕跡調査の結果、裏側に葺きおろされた珍しい形の屋根であることが分かったので、その通りに復原する予定である。
- ・正面に関しては、頬杖か持ち送りか検討した結果、時代背景を考慮して建設当初は持ち送りであっただろうと推測。形状についてはH家の向かいにあるI家とほぼ同じ形であったと痕跡から判明したため、その通りに修理を行なっている。
- ・南側面は切り詰められており、本来はもっと（南側に）長い建物であっただろうと痕跡から判明した。そのため、修理の際には南側の壁を「妻側でありながら妻側ではない」という形に表現されており、屋根瓦等に工夫がなされている。
- ・北側の壁面に関して。修理前は下屋があったが、本来（建設当初）どういう形であったかが痕跡調査でも分からなかったため今回の修理では板壁で切り詰め、下屋部分は再現していない。意匠として表現している状態。
- ・今年度は建具を付けず、開口部のみの修理で終わる予定。

##### 【J家土蔵について】

- ・J家土蔵について説明する。修理はすでに終了している。
- ・庭側は瓦も全て漆喰で塗りこめ、瓦が見えないようになっている。
- ・外壁の土壁も全て落とす予定であったが、健全な状態であることが判明した。そこで浮いた予算を屋根の棟換気や軒下の耐水金物を仕込むのに使っている。
- ・外壁の漆喰には強化剤を塗布している。
- ・今年の1月24日に完了検査を終えた。

#### 【K寺石垣について】

- ・平成26年度に、端から約20mの修理を行なっている。今回はその続き。
- ・孕みやズレが多く見られた上部3段分の石積みを積み直すという修理。
- ・石垣より上の法面は、市の「急傾斜地崩壊対策事業」で修理。建設・新幹線課が対応している。上下とも施工は西村組。
- ・昨年末に計画、年明けから着工。伝建（文化財G担当）部分に関しては終了しており、建設・新幹線課が担当している急傾斜地部分の修理を待つのみ。

#### 【荷揚げ台について】

- ・伝建地区内にあるクレーン架台跡。
- ・築造当初の図面が残っていたため、現在の鉄筋の配筋状況が図面と合致しているかを最初に調査している。
- ・ほとんどは図面のままであり、建造当時の姿であることが判明。
- ・荷揚げ台の保存に関して、結論から言えば「現状のまま」の保存であったら耐震等の面で問題は無いと推定されている。
- ・今後、どのように補強計画を行なうか検討が必要。
- ・国との話し合いでは「現状のまま保存」（が望ましい）。
- ・あとは、修復をどのように行なうかという点で話が進むと考えられる。
- ・具体的な修理に関して、当初は来年度から行なう計画であったが（震災等の影響により）文化庁からの要望で平成30年度以降に持ち越す予定。

#### 【日本遺産の申請について】

- ・今年度4月に（嬉野市が）「肥前窯業圏」で日本遺産（の構成自治体）に認定されたが、それとは別に「長崎街道シュガーロード～スイーツの旅～」というタイトルで、新たに日本遺産申請が始まっている。
- ・シュガーロードに関する申請は、今年で2回目。前回、肥前窯業圏が認定されシュガーロードが保留になったため再申請という形。
- ・構成自治体は8市。長崎街道を通った砂糖（スイーツ）の歴史とお菓子の名産品を持つ市町が挙げられている。その中に嬉野市も含まれている。
- ・指定されている文化財だけではなく日本遺産のストーリーに合致していると思なされた地域の文化や名産品も加えられている。
- ・申請自体は終了。審査は3月、登録の発表は4月下旬（GWの直前）ごろの予定。
- ・現在、正式に認定が決まっているわけではないのでストーリー等の詳細は非公開。

#### 【平成28年度街なみ環境整備事業について】

- ・続いて、今年度の街なみ環境整備事業について報告する。
- ・昨年度から引き続いて、第2期 市道塩田宿線の道路美装化工事を施工中。
- ・今回は佐賀銀行から派出所の付近までを予定。

- ・美装化された道路上には消火栓を1基設置する。
- ・美装化工事とは別に修景工事を1件行なっている。L邸の塀の一部―西端から門付近まで―を工事。今年の1月24日に完了検査を行なった。
- ・当初の予定より補助金配分が少なかったため、道路美装化の工事範囲が縮小している。それに伴い予定していた消火栓2基の設置も1基に減少されている。
- ・工期は3月17日までの予定。

## ②平成29年度文化財事業計画（案）について

（事務局）

- ・続いて、来年度の文化財事業の計画について報告する。
- ・伝建地区については、H家主屋（2年目）と山下地区のM家主屋の2件の修理を予定している。
- ・先ほども説明したが、予算措置の関係で荷揚げ台の修理は平成30年度以降に持ち越しとなる見込み。
- ・街なみ環境整備事業の予定としては道路美装化工事の第3期。今年度の終了地点である派出所の付近からN寺の参道入口付近までを予定している。消火栓は（道路美装の）範囲に伴い3基を予定。
- ・以降、前回の審議会の内容も踏まえた報告を行なう。
- ・百年桜に隣接していた桜の木について。去年8月下旬に除却。
- ・五町田尋常小学校跡地の記念碑および門柱について。現地は宅地になっており、昭和53年に作られた記念碑が（敷地内に）立っている。入り口付近には五町田尋常小学校時代の校門の柱が建っている。この2つが建っている土地が現在売りに出されており、購入希望の方から「土地を取得した場合、それぞれを撤去して良いか」という内容の問い合わせがあっている。2件とも指定文化財ではないが、市としては、記念碑は（現地になれば意味がないため）別の場所に移すということが難しく、現在地付近に移設をお願いする方向で考えている。門柱の方は、文化財的価値が高いのではないかと考えられ、どのように保存するかというところで現在検討中。過去に、自動車を敷地内に入れるため片方を1m程動かした経緯があるとのこと。
- ・肥前狛犬について。昨年11月9日の佐賀新聞に肥前狛犬の記事が掲載。その狛犬が下不動にある平野丹生神社の狛犬に似ており、現地にも狛犬が1体しか無いことから、対の狛犬の可能性があると考えられた。現地を確認した結果、平野丹生神社の狛犬が50cmあり、新聞に掲載されていた肥前狛犬が35cmであって大きさが異なることと、石自体の色が異なること―平野丹生神社の狛犬は緑がかっているが、新聞に掲載されていた方は茶色っぽい―、胸元あたりの意匠が異なること―平野丹生神社の狛犬は平坦だが、新聞掲載の狛犬はふっくらしている―等から、対の可能性は低

- いと判断。そのため、平野丹生神社の狛犬は追って調査が必要と思われる。
- ・報告は以上である。
- (A委員) ・(スライドに写真が2枚映っているが) 写真は同じもの(狛犬)か。
- (事務局) ・そうである。片方は全身、もう一方は顔のアップである。
- ・表情は呷形一歯をむき出しにして唇を噛みしめていると思われる。
  - ・やや欠けてはいるが、うっすらと(表情を)彫った跡が見える。
- (A委員) ・では、嬉野市には平野丹生神社と川上丹生神社の2か所に(肥前狛犬が)あるということか。
- (事務局) ・そうである。
- (会長) ・これまでの報告について、意見・感想などは無いか。
- (A委員) ・五町田の門柱は、どの辺にあるのか。
- (事務局) ・瀬頭酒造の倉庫の裏の辺りにある。
- (A委員) ・五町田尋常小学校というと、2度目の(移転の)跡か。最初(の学校跡地)は重松勘兵衛の畑の辺りだったと思うが。
- (事務局) ・五町田小学校の跡地は地区内に3か所ある。ひとつは、A委員が言われた重松勘兵衛の家の近く。もうひとつが朝日坊の敷地内にある。最後のひとつがここである。
- (会長) ・門柱に文化財的価値があるとすれば(現在の)五町田小学校にでも建てた方が良くと思う。
- ・先日、春日分校を調べていて、分校にも門柱があったのだがどうなったのかと聞いてみたら、工事する際トラックが通れないため倒してしまいどこに行ったのかわからなくなってしまったとのこと。門柱は残しておいた方が良かった。
- (G委員) ・門柱の製作年代は刻まれていないのか。
- (事務局) ・銘などは何もなかった。
- (会長) ・(春日分校では)門の形を留めていなくてもよいので(門柱が)残っていないかを探したが、見つけきれなかった。
- ・そのため、これ(五町田小学校の門柱)も(春日分校の門柱と)同じようなものだと思う。
- (F委員) ・この所有は土地の所有者のものと言うことになるのか。
- (事務局) ・恐らくそうである。
- (F委員) ・設置者などはどうなっているのか、五町田小学校になるのか。
- (A委員) ・恐らくそうである。
- ・このままでは、土地の所有者も邪魔だと思うだろう。
  - ・美野分教所も「佐賀県遺産」になったが、あそこの校門が明治34年(の建設)。登り口に(門柱を)2本立てると車が登れないということで、1本だけ立ててもう1本は校舎の横の草の中にあった。同所に防火水槽を作る際、業者に「これは大事なものなので(坂の)上にあげてほしい」と頼

んで、今は運動場の中に横倒しで置いている。折れているが、それをどこかに埋めてしまうと分からなくなってしまうから早めに対応して良かった（と思った経緯がある）。

・O先生が研究されていた藩境石でも石垣の石になってしまったりしている。そうになってしまうと（残念である）。

（会長） ・境石も公民館に持ってきて良かったのか山に置いておいた方が良かったのかで問題になった経緯がある。本当は境に置いておいて目印でも立てていた方が良かったかもしれない。しかし、まだ山に（いくつか）あると聞いている。

（A委員） ・昔の道標一嬉野と祐徳院が書かれたものも、収集家がいって持って行ってしまっている。

（E委員） ・石造物は、時代が下るにつれ道路の拡張や家の新築などで行き場所がなくなって、どこに移すかという点で非常に問題になる。しかし、歴史的な意味合いが石自体にあるので、是非保存という形で移してもらえれば良いと思う。

（会長） ・確かに文化財という意味でなくても、歴史を伝えるという意味で残してほしいと思う。自分も（春日分校の門柱を）探しに行ったが見つけれなかった（経緯があるので）。

・これを見ていて、どこかに残してやりたいという気持ちになった。

（A委員） ・自分も（あそこに門柱があるというのは）知らなかった。

（事務局） ・事務局側も、たまたま現地を新たに購入する方から問い合わせがあったために初めて（存在を）知った、という経緯がある。このまま連絡がなく工事されていたら分からないままだった可能性もあった。

・記念碑の方は昭和53年に（五町田小学校開校100周年記念事業の一環として）一度に3か所、跡地に建てられている。その土地の一当時は（人が）住んでいたと思うが—（所有者に）建てさせてほしいという了解を得て、（記念碑を）建てられていると思う。記念碑は、この場所になくとも意味がないものなので、購入希望の方と話をした時に、今の場所でもなくとも、この（敷地の）中の一角に動かして良いかということで（お願いをした）。（現在）動かした形ででもその場所に残してほしいということで了解を得ている。

・ただし、肝心の門柱の方は、周囲の塀を修繕・改修したいということで、もしこれをこの場に残すとしても横倒しにしてよいかという（問い合わせを受けた）。横倒しにしては意味がないので、何らかの形で保存をすることを少し検討させてもらいたいと（返答している）。購入希望者がそのまま自分で何かするという事はない、というところまで話をしている段階である。

（会長） ・その他のことで何かあるか。

- (G委員) ・先ほどの伝建地区修理計画のH家主屋の途中経過について。
- ・先日、大分県別府市の建築士会から20名ほど周辺の伝建地区を見て回っているということで、塩田にも来られた。最初はH家を案内するつもりはなかったが、建築士会の方だったので特別に許可をもらって案内した。かなり興味を持って見られていた。ここ(H家)は居蔵造で、(現在)壁を竹組で作ってあるところや、内部の古い柱と新しい柱の組み具合など、かなり興味を持って写真を撮られていた。そのため、全てではなくとも、古い建物の(修理の)途中経過というのを我々は見ておいた方が気がした。
- (会長) ・修理の過程で各部分の写真は撮ってあると思うが、そういう目に見えないところが引き継がれていくわけだから(重要だと思う)。
- (G委員) ・(建築士会の人)が仰っていたが、「新しく作った方が安上がりね」と。そのため、先程の所有者のところ(赤絵窯)もそうだが、古いものを利用して作ると莫大な資金がかかる。そのため、移築の話も「ああ、なるほどな」という気持ちで聞いていた。
- (会長) ・それでは、事務局から他の補足はあるか。
- ・特に無いようなら、これで終了してもよいか。
- ・それでは、今日の審議はこれで終わりたいと思う。おつかれさまでした。
- (全員) ・ありがとうございました。

#### 4. 閉会